



平成30年度 館長講座

海の道むなかた館では、西谷正（ただし）館長による講座を開催します。平成30年度は、日本列島の原始・古代のうち、弥生時代から奈良時代にわたる時代の重要テーマについて分かりやすく説明します。ぜひ参加してください。受講無料。

【日程・内容】 *いずれも日曜日開催

項目	回	日程	内容
平成30年	第1回	4月8日	首長墓の出現と王墓の形成過程
	第2回	5月13日	奴国の王墓と「漢委奴国王」金印
	第3回	6月3日	墳丘墓と前方後円墳
	第4回	7月8日	巨大古墳と技術革新の世紀
	第5回	8月12日	ガラスの来た道
	第6回	9月9日	筑紫君磐井（いわい）の乱の背景
	第7回	10月7日	装飾古墳と高句麗（こうくり）の壁画古墳
	第8回	11月11日	元岡出土の庚寅年銘大刀（こういんねんめいたち）
	第9回	12月9日	大宰府の成立過程
平成31年	第10回	平成31年1月13日	古代山城の諸問題
	第11回	2月10日	泰山における封禪（ほうぜん）
	第12回	3月10日	日本出土のイスラム陶器

- テーマ 日本古代史の諸問題／九州を中心として
- 日程・内容 右上表のとおり
- 時間 ▽受付＝13:00～ ▽実施＝13:30～15:30
- 場所 海の道むなかた館・講義室
- 参加要件 全12回受講できる人
- 定員 抽選で80人
- *3月7日（水）以降に抽選結果を全員へ返信ハガキで通知
- 申込締切日 2月23日（金）消印有効
- 申込方法 往復ハガキ（右図参照）に①住所②氏名③年齢④電話番号を明記して（〒811-3504／深田588／海の道むなかた館あて）
- *申し込みはハガキ1枚につき1人
- *夫婦など複数で申し込む場合も、1人1枚ずつ申し込みを

■問い合わせ先 海の道むなかた館 ☎(62)2600
*抽選結果の問い合わせはご遠慮ください

(往信面表)

郵便往復ハガキ
811-3504

62 往信

宗像市深田588
海の道むなかた館
館長講座担当 行

(返信面裏)

何も書かないでください

(返信面表)

郵便往復ハガキ

62 返信

申込者の
郵便番号、住所、氏名を明記

(往信面裏)

平成30年度海の道むなかた館
館長講座受講申込

①住所（郵便番号）
（市区町村名）
②氏名（ふりがな *必須）
③年齢
④電話番号
（緊急時に出られる番号）
（あればファクス番号も）

市から

**「学童保育所」
春休み期間中のみの
入所児童募集**

●対象 共働きなどの理由で保護者が昼間家庭にいない児童

●期間
▽新小学1年生 4月2日（月）～同10日（火）
▽現小学1～5年生 3月24日（土）～4月5日（木）
▽現小学6年生 3月17日（土）～同31日（土）

*日曜日、祝日は休み
●時間 午前8時～午後6時30分
*月～金曜日は、午後7時まで延長保育あり

●費用
▽春休みのみ 5000円
*減額制度あり
▽おやつ代 1500円
▽保険料 3月分800円、4月分1800円
*平成29年度に在籍があれば、4月分のみ必要

●申込方法 申請書類を各学童保育所へ持参
●申請書類 各学童保育所と子ども育成課（西館1階）で入手可
●申込締切日 2月20日（火）

■問い合わせ先
▽吉武小学学童保育所（吉武コミセン）
☎(32) 5904

市から

**市民図書館
協議会委員募集**

●委員の役割 図書館の運営やサービスについて審議

●任用期間 4月1日（日）～平成32年3月31日
*年に2回程度（原則、月～金曜日の昼間）開催

●応募要件 20歳以上の市民で、市民図書館に心のある人

●募集人数 2人程度

●採用 書類選考で決定
●申込締切日 2月28日（水）

●申込方法 ①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号⑥「図書館に期待すること」をテーマに400字程度にまとめ

▽郵送 〒811-3437 / 久原400（市民図書館あて）
*申込締切日必着

国・県などから

**解雇・雇止め無料
集中相談会**

●日時 2月21日（水）、同22日（木）午前9時～午後8時
*弁護士面談は、同22日（木）午後3時～同7時

●会場 県福岡労働者支援事務所（福岡市）

●内容 解雇などの労働問題に対して、電話や面談での集中相談会

●対象 使用者、労働者

●秘密厳守

●相談員 福岡労働者支援事務所職員

●事前申込不要

●相談・問い合わせ先
☎092(735)6149

国・県などから

**後期高齢者医療制度
加入者の健康診査
査と受診証明**

●1年に一度は健康診査を受けましょう
平成29年度の受診期限は平成30年3月31日です。まだ受診されていない人は、早めの受診を。

●受診時の持参品 「被保険者証（保険証）」、「受診票」、自己負担金500円

●受診票を紛失した場合 は、問い合わせ先へ再発行を依頼

●生活習慣病（糖尿病や高血圧症など）で治療中の人は、受診の対象となりません

●詳細は問い合わせを「セルフメディケーション税制に関する健診の証明」セルフレディケーショに税制に関する一定の取り組みの一つである後期高齢者健康診査の受診証明が必要な場合は、所定の証明依頼書で郵送請求が必要です。

●証明依頼書は福岡県後期高齢者医療広域連合 <http://www.fukokakoujin.jp> からダウンロード可

●健診証明の請求対象者 平成29年中に福岡県後期高齢者健康診査を受診している人で、次の項目全てに該当する人

①平成29年中の所得について確定申告を予定している

*課税所得がない場合は不要

②平成29年中に1万2000円以上の対象医薬品を購入した領収書を持っている

③従来の医療費控除の適用を受ける予定がない

*両方の適用は不可

④他の証明書類（インフルエンザ予防接種やがん検診領収書など）を所持していない

●請求先 同連合健康企画課健康企画係（〒812-0044 / 福岡市博多区千代4-1-27）

*確定申告については、税務署に問い合わせを

●問い合わせ先
同連合お問い合わせセンター
☎092(651)3111

国・県などから

弁護士による「ひとり親家庭」のための養育費等無料法律相談

●日時 2月21日（水）午後1時～同3時

●場所 市役所本館1階・第2相談室

●内容 養育費の取り決めの方法や目安となる金額など

●対象 養育費の取り決めをせずに離婚した人、離婚を考えている人

●定員 先着4人

●相談時間 1人30分

●申込締切日 2月20日（火）

●詳細は問い合わせを
●申込・問い合わせ先 県ひとり親サポートセンター 飯塚プラザ
☎0948(21)0390